

国民健康保険からの お知らせ 高額療養費制度をご存知ですか？

【入院が決まった。医療費が高額になりそうで心配……。】

このようなときなど、同じ月内の医療費が高額になった場合は、**(※1) 自己負担限度額**を超えた分を「高額療養費」として錦江町国保が負担し、国保加入者の医療費負担を軽減します。

(※1) 自己負担限度額は年齢や所得によって異なります。(下表)

① あらかじめ「限度額適用認定証」の交付申請をしておきましょう。

申請して交付された「限度額適用認定証」を医療機関窓口で提示すると、請求金額が自己負担限度額までになります。住民税が非課税の世帯には入院時の食事代も同時に減額されます。

入院だけでなく、外来でも適用されます。

ただし、**70歳以上75歳未満の課税世帯の方は、申請する必要はありません。**保険証が「限度額適用認定証」の代わりになります。また、国保税を滞納している世帯には交付されない場合があります。

●申請に必要なもの → [保険証]・[世帯主の印鑑]

●申請の場所 → 保健福祉課保険衛生チームまたは住民生活課民生チーム

② 「限度額適用認定証」の提示をすることができなかつたら払い戻しがあります。

交付申請が間に合わなかったりして、医療機関窓口で提示できず、限度額を超えて一部負担金を支払っていて高額療養費に該当した場合は、診療月の2か月後以降に錦江町国保から世帯主へ、払い戻しの申請手続きについて通知いたします。**申請には必ず領収書が必要ですので大切に保管してください。**

【「高額療養費」のポイント！】

- ・1か月ごとにかかった医療費で計算します。
- ・食事代や病院着代、差額ベッド代などの保険適用外は対象になりません。
- ・同世帯で同月に複数か所の医療機関に支払いがあり、それらを合算して高額療養費の払い戻しの支給該当になった場合は上記②の取り扱いです。**対象分すべての領収書が申請には必要となります。**ただし合算できるものには条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【自己負担限度額（月額）】

健康保険法施行令等の一部改正により、平成27年1月診療分から、70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が、現行3区分(A,B,C)から5区分(ア,イ,ウ,エ,オ)に細分化され変更になります。

そのため、70歳未満の方で平成26年8月以降に「限度額適用認定証」の申請をされた方には、平成26年12月末日有効期限のものが交付されています。この方々には、平成26年12月中に、平成27年1月から7月までお使いいただける新区分が記載されたものを自動的に郵送いたします。

70歳未満の方

現区分	新区分	(※2) 所得要件	自己負担限度額	(※3) 多数該当
上位所得者 (A)	ア	所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	イ	所得 600万円～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般 (B)	ウ	所得 210万円～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	エ	所得 210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(C)	オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※「現区分(平成26年12月診療以前)」の自己負担限度額についてはお問い合わせください。

70歳～74歳の方の自己負担限度額は、変更ありません。

70歳～74歳の方

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (※3) 多数該当 44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

(※2) 所得とは：総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額です。

(※3) 多数該当とは：過去12か月で高額療養費に該当した月が3回以上あった場合、4回目以降は限度額が引き下げられます。

【お問い合わせ先】 保健福祉課保険衛生チーム TEL 22-3041 住民生活課民生チーム TEL 25-2511